

～狩猟をはじめよう～

令和6年度狩猟免許試験を実施します

- 狩猟を行うには、狩猟免許を取得し、狩猟者登録を受けることが必要です。
※ 猟銃を所持する場合には、銃の所持許可が別途必要です。
- 狩猟に興味のある方や鳥獣被害で困っている農林業者の方など、是非この機会に狩猟免許を取得し、狩猟をはじめてみませんか？

【試験日程】 年4回、延べ9会場（下表参照）

日程	会場	免許の種類	申請期間
7月28日(日)	真岡市 県芳賀庁舎	網猟免許、わな猟免許 第一種銃猟免許、第二種銃猟免許	7月8日 ～ 7月18日
	佐野市 県安蘇庁舎	わな猟免許、第一種銃猟免許	
	塩谷町 塩谷町生涯学習センター		
8月24日(土)	鹿沼市 北押原コミュニティセンター	わな猟免許、第一種銃猟免許	
	大田原市 県那須庁舎		
10月18日(金)	日光市 日光市大沢公民館	わな猟免許、第一種銃猟免許	9月27日 ～ 10月8日
	矢板市 矢板市生涯学習館		
11月24日(日)	宇都宮市 清原工業団地管理センター	わな猟免許、第一種銃猟免許	11月1日 ～ 11月14日
	佐野市 県安蘇庁舎		

- 【受験年齢】 [網猟、わな猟] 18歳以上、[第一種銃猟、第二種銃猟] 20歳以上
- 【受験料】 免許の種類ごとに5,200円（既に他種の免許を有している方は3,900円）
- 【申請方法】 申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して申請先に提出
※ 申請書は申請先で無料配布しています（県のホームページでも入手できます）。
- 【申請先】 住所地を所管する各環境森林事務所等（下表参照）



住所地	所管事務所名	所在地・電話番号
鹿沼市、日光市	県西環境森林事務所 環境企画課	日光市瀬川51-9 (TEL 0288-21-1180)
宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町	県東環境森林事務所 環境企画課	真岡市荒町116-1 (TEL 0285-81-9001)
大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、 那珂川町	県北環境森林事務所 環境企画課	大田原市本町2-2828-4 (TEL 0287-23-6363)
足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、 壬生町、野木町	県南環境森林事務所 環境企画課	佐野市堀米町607 (TEL 0283-23-1441)
矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町	矢板森林管理事務所 管理課	矢板市鹿島町20-22 (TEL 0287-43-0427)

その他、狩猟に関する情報は県ホームページをご確認ください。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/syuryou.html>)



<裏面もご覧ください>

狩猟読本・試験例題集を無料配布!

狩猟免許試験事前講習会について

- 狩猟免許試験に先立ち、栃木県猟友会による事前講習会が開催されます（任意受講）。
- 事前講習会では試験の予行演習（知識問題の模擬試験、猟具の取扱方法の実習等）を行います。

【日 程】 延べ9会場（下表参照）

日 程	会 場	免許の種類	申込締切
7月1日(月)	県芳賀庁舎 真岡市荒町116-1	網猟免許、わな猟免許 第一種銃猟免許、第二種銃猟免許	6月24日(月)
7月3日(水)	県安蘇庁舎 佐野市堀米町607	わな猟免許、第一種銃猟免許	6月26日(水)
7月5日(金)	塩谷町生涯学習センター 塩谷町大字船生989-1		6月28日(金)
7月30日(火)	県那須庁舎 大田原市本町2-2828-4	わな猟免許、第一種銃猟免許	7月23日(火)
8月5日(月)	北押原コミュニティセンター 鹿沼市縦山町162-2		7月29日(月)
9月30日(月)	日光市大沢公民館 日光市大沢町809-1	わな猟免許、第一種銃猟免許	9月20日(金)
10月2日(水)	矢板市生涯学習館 矢板市矢板106-2		9月25日(水)
10月17日(木)	清原工業団地管理センター 宇都宮市清原工業団地15-1	わな猟免許、第一種銃猟免許	10月10日(木)
10月18日(金)	県安蘇庁舎 佐野市堀米町607		10月11日(金)

【受講料】 各5,000円

【申込先】 一般社団法人栃木県猟友会（TEL 028 (611) 1526）
(<https://www.tochiryu.com/schedule>)

狩猟初心者を対象とした各種支援制度について

- 県では、狩猟初心者を対象に、捕獲技術講習会や第一種銃猟の新規登録支援金の交付を行っています。
- 新たに狩猟免許を取得した方には、各支援制度をご案内いたします。



認定鳥獣捕獲等事業者制度のお知らせ

● 鳥獣保護法の改正（平成27年5月施行）により、認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。

【制度概要】

◆ 鳥獣の捕獲等を実施する事業者（法人）が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受ける制度です。（詳しくは県のホームページをご覧ください。）

栃木県 認定鳥獣



◆ 認定鳥獣捕獲等事業者は、主に公的な捕獲事業の担い手となり、鳥獣の捕獲等を確実に実施していくことが期待されています。

【相談窓口】

◆ 県では、この制度に関する問合せや、認定を目指す方からの相談を随時受け付けています。
栃木県環境森林部自然環境課野生鳥獣対策班（TEL 028 (623) 3261）